

東京大学研究ライセンス取扱ガイドライン

産学連携本部長裁定

制定 平成20年8月5日

1. 目的

総合科学技術会議の「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日）を踏まえた上で、関連する知的財産の取扱に関するガイドラインを策定し学内外に明らかにするとともに、このガイドラインに沿った運用により、研究者の自由な研究活動を保障しつつ知的財産の管理や活用を図る（注1、注2）。

2. 基本的な考え方

大学等（注3）は、知的財産の権利者であり得るとともに、研究活動において他機関の保有する知的財産を使用する可能性があり、この両側面から知的財産の管理・活用を行なう必要がある。他方、このような知的財産の創出は大学等における研究活動によるものであり、知的財産権を円滑に使用できるようにすることにより、研究活動を阻害しないよう努めることが重要である。

このため、我が国における研究・技術の発展に資するため、東京大学保有の単独特許（注4）を東京大学以外の大学等で使用する場合の取扱に関し、以下の基本的な考え方により円滑化を図るものとするとともに、他の大学等においても同様の考え方で特許の使用の円滑化が図られることを期待する。

なお、以下で、既に排他的実施許諾を行なっている特許については対象外とする。

3. 大学等への非排他的ライセンス

東京大学保有の単独特許のうち、他の大学等が東京大学の許可を得ることなく非営利目的の研究（注5）において使用することができる特許のリストを随時公開する。当該リストに記載されている特許については、非営利目的の研究において使用すること及び第三者に対してサブライセンスしないことを条件に（注6）、特段の支障が無い限り大学等が使用することができることとする。

なお、他の大学等が当該特許を用いた研究成果を公表する場合には、当該特許技術を用いた旨記載することを期待する。

4. 企業への排他的ライセンスの供与

東京大学保有の単独特許に対し民間企業から排他的ライセンスを求められた場合は、排他的ライセンスを許諾しないと事業化が困難であると考えられる等の点を考慮し検討す

る。その上で、大学等の研究用途には広くライセンスできる条件にするよう努める。

5. ライセンスの対価

東京大学保有の単独特許の大学等へのライセンスに対する対価については、ロイヤルティ・フリーとする。

6. 有体物の提供

東京大学保有の単独特許のライセンスに関連した有体物の大学等への提供については、当該有体物を製作した又は管理する教職員等が、教育・研究に支障の無い範囲で可能と判断した場合、その円滑な提供に努めるものとし、ロイヤルティ・フリー（実費を除き無償）とする。なお、有体物の提供に際しては提供に関する契約等を別途締結する。

7. 研究者が異動した場合の取扱

東京大学の研究者が他の大学等へ異動した場合、その研究者が発明に係わる東京大学保有の単独特許に関しては、異動後もサブライセンス権は認めない条件で学内と同様の研究で自由に使用することができる。その研究者が発明に係わるそれら以外の特許については、共同出願相手、あるいは元となる共同研究がある場合には、その相手機関の同意が得られた場合に、第三者に対してサブライセンスしない条件で学内と同様の研究で自由に使用することができるようになるよう努める。

8. 他の大学等からの研究ライセンス供与

他の大学等から同様な特許のライセンス供与、又はそれら特許のライセンスに関連した有体物の提供を受ける必要が生じた場合は、基本的に相手機関に上記2、5、6の考え方に基づくことを求める。

9. 個人帰属となった職務関連発明の扱い

大学における発明届処理手続きの結果、職務関連発明と認定されたが大学として承継しない旨の決定（東京大学発明等取扱規則第17条第1項）がなされた発明につき、個人名義で特許出願を行なう場合、又は自己の特許を受ける権利を第三者に譲渡する場合にも、本ガイドラインの趣旨に十分配慮した権利の取り扱いが期待される。

[注釈]

- (注1) 本ガイドラインにおいて「研究ライセンス」とは、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日)における定義と同様に、他の大学等への非営利目的

の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾を指す。

- (注2) 上記指針では知的財産としては、日本国内における特許権、実用新案、意匠権、育成者及び回路配置利用権が含まれるが、実質的には日本特許であり、以下では特許と記載する。
- (注3) 本ガイドラインにおいて「大学等」とは、上記指針と同様、わが国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行なっている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行なっている特殊法人と独立行政法人をいう。
- (注4) 共同研究の成果である単独発明に基づく特許出願を除く。
- (注5) 本ガイドラインにおいて「非営利目的の研究」とは、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日)における扱いと同様に、大学等において行なわれる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。
- (注6) 東京大学が非排他的なライセンスを認めた大学等が、民間企業との研究を行なうに際して、その特許を相手企業が使用することを当該大学が許諾することまでは認めない。